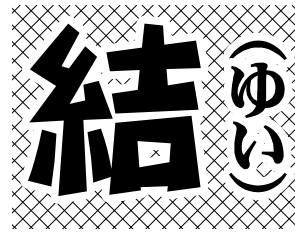


非正規センター(ゆい)会員通信

2009年1月17日

第 1 号



NPO法人ゆうせい非正規労働センター
 東京事務所
 東京都千代田区外神田6-15-14-502
 関西事務所
 兵庫県姫路市西中島208-4-201
 Tel&Fax 079-222-0738

アメリカ発の金融危機・経済危機による世界同時不況の中で09年を迎えました。

トヨタ・日産などの自動車社を含め、大企業においても派遣社員、期間雇用社員の切捨てが横行され、社会的に大きな問題となっています。

低賃金・労働強化を押しつけ、多額の利益を得てきた大企業において、無慈悲とも言える労働者切捨ては許せない暴挙です。

郵政グループ、とりわけ郵便事業会社においては、3月末決算の「赤字」予想を強調した、超過勤務抑制強化の動きも強まっており、期間雇用社員の雇止め・解雇の脅しも聞かれます。

このような状況の中で、岡山支店期間雇用社員・萩原さんに対する雇止め・解雇撤回を求める裁判闘争は、非常に重要な意味を持つ闘いといえます。

「非正規センター・ゆい会員通信第1号」は、解雇撤回を闘う萩原さん本人の決意表明、「萩原君を支える会」の裁判経過報告を掲載します。

今年、原告及び被告会社側の証人尋問も予定され、状況によっては判決が出される可能性もあります。

また、神奈川県座間支店において、雇止め・解雇の撤回を勝ち取り、現在雇用条件の引上げを求めたたかゆうメイトの報告も届いています。

萩原裁判、さらには座間支店での闘いへの会員の皆さんの支援・ご協力をお願いするとともに、支援の輪を広げていただきますようお願いいたします。

重要な年、気をひきしめて

解雇撤回裁判原告 岡山支店期間雇用社員 萩原 和也

郵便事業株式会社岡山支店の期間雇用社員である私、萩原和也は、昨年2月27日に、同年3月末日を以て退職となり、契約を更新しない旨の通告を受けました。

直後は、自分の身に何が起きたのかすら分からない程に、混乱しました。JP労組(当時はJPU)に加入していたことすら覚えていませんでした。とりあえず、職場の同僚(正社員)に相談を持ちかけました。それ以降、話は様々な方向を見せ始めました。

相談することがいかに大事であるかを認識しました。組合は撤回の申しれを行いました、不調に終わりました。不調と終わってから、仲間との話し合いの中で、裁判闘争の道があることを知りました。ここから、現在の状況が生まれてきたのだと思います。

昨今、派遣切りや雇止めがニュースで取りざたされており、自分もその経験者であるので、他人事とは思えません。私には幸いにも、支援してくれる仲間がいました。おかげで、裁判という方法で会社と闘うことができています。

裁判の進展状況と今後の見込ですが、会社とはまだ書類のやり取りしかしておりません。

今後証人の選定、証人尋問へと進んでいく予定です。代理人を務めてくださっている奥津先生は、6月頃には判決をもらいたいと考えているようです。

ただ、現在の状況から考えると、6月結審、9月判決が良いところではないかと自分は思っています。

勝訴できる可能性はありますが、勝訴した場合、会社側は確実に控訴してくると考えられます。今

年中の判決確定は厳しいのではないかと自分は思っています。

今年の裁判は1月29日の準備書面提出から始まります。また、2月13日16時から口頭弁論が開かれます。現在、奥津先生と会議を重ね、書面の作成に取りかかっています。今年は、結審・判決の重要な年になります。今から気を引き締めて取り組んでいく所存です。

萩原さん解雇撤回裁判

第5回口頭弁論期日

2009年2月13日(金) 16時
岡山地方裁判所 206号法廷

萩原裁判・経過と現状

《萩原君を支える会》

2008年12月19日、岡山地裁で第4回弁論が行われました。これまで同様、短時間で終了しました。

今回は、2月13日16時から行われます。私たち原告側は、1月末までに反論をまとめ提出するよう求められています。

これまでの争点をまとめると、私たち原告側の主張は、会社は「交通事故」を理由に雇い止めにしたが、事故はいずれも軽微なものである。長期にわたり雇用され、雇用更新も期待していた。その思いの中で雇い止めされた。仕事を失うことにより、生活基盤を奪われてしまうのであるから「解雇」であるということが出来る。解雇基準に当てはめると、他の解雇された労働者の例と比較してもあまりに重く「不当解雇」であり、この処分は無効である。更に、原告の業務内容は、変則8時間雇用、飛び地エリアの配達など、あまりに過酷である。それらを背景として交通事故を起こしている、といったものです。

一方、被告である会社は、郵政公社と郵便事業会社とでは法人格が異なるため、原告は被告である郵便事業会社とは一回の雇用契約しか結んでお

らず、原告の主張するような、繰り返し雇用が更新されてきたとは言えない。「解雇」にあてはめるのは論外で、「期間満了」による「雇い止め」である。原告は5年間で5回もの交通事故を起こしており、バイクを運転する適正が著しく欠けており、被告の命も危ぶまれるため、雇い止めにした、といった主張をしています

これからは、そのような会社の主張に対する反論を、もっと細かくまとめていきます。例えば、会社が行ってきた交通事故対策は適切なものなのか。あるいは、過失割合が本当に「100%」なのか。業務量がどの区も一定に設定され、原告だけが過酷であるとはいえない、といった会社の主張を追及する、など、支える会の会議などでまとめていく方針です。

これからが闘いの正念場を迎えます。会社の、非正規労働者を軽視したような主張は絶対に許せません。他の職場の多くの非正規労働者が「雇い止め」となっている現状を考えても、負けるわけにはいきません。そういった情勢を変えられるきっかけとなる闘いとなるべく頑張っていきたいと思っていますので、みなさんご支援よろしくお願ひします。

「萩原君を支える会」へ加入ください

萩原裁判へのご支援を！

年会費 一〇五〇〇円

郵便振替口座

加入者名 「萩原君を支える会」

口座番号 〇1320-4-86685

多くの近畿の期間雇用社員の参加を！

2月8日(日) 14時

近畿期間雇用社員学習会開催

弁天町市民学習センター

主催：ゆうせい非正規労働センター

《神奈川・座間支店でのとりくみ報告》

雇止め・解雇を撤回させ、雇用条件引き上げ交渉中

神奈川・座間支店は、昨年10月の雇用の更新時に集配内務で道順組立作業を行っているゆうメイトに対してそれまでの週5日の勤務から週4日の勤務への変更を求めてきました。応じられない場合は雇用の更新はしないこともあり得るという支店の説明もあり殆どの方は泣く泣く応じました。

しかし、内藤さんは一日4時間で週4日勤務では今でも厳しい生活が成り立たないために拒否したところ、支店は雇止め・解雇を通告してきました。

内藤さんの相談を受けた郵政ユニオンは、地域労組の協力も得ながら支店に団体交渉を申し入れ、雇用の継続とこれまでの勤務日数の保障を求めて交渉した結果、とりあえずは週4日勤務での雇用を継続し、勤務日数については引き続いて話し合っていくことになり、これまで2回の交渉を行い、今月(1月)中に3回目の交渉が行われます。

支店の勤務日数削減の理由は郵便物の減少＝作業量の減少ということですが、これまでも4時間勤務であるにもかかわらずほぼ毎日6時間以上も

働いている実態で、全く根拠のないものです。

職場の実態を無視した「コスト削減ありき」です。支店は、交渉で労働力が過剰と主張したこともあり、10月以降はこれまでのようにゆうメイトに超勤をかけるわけにはいかないため、道順組立が終わっていても定時で帰らせ、後は管理者と外務の配達員が残っている分をやるという始末です。

当然、配達に支障が出ています。さすがに年末は特別ということで超勤をかけてどうにか乗り切ったようですが、これからも超勤なしで回していくのは無理な実態です。超勤をかければ勤務日数削減の根拠が崩れることになり、支店も苦しいところです。作業能率を今の倍近くに上げれば可能などと言っているが、これとて全くの机上の計算です。

正社員が長時間残業や不払い残業に苦しめられている一方でゆうメイトの勤務時間が削られるというのは、今問題となっている「非正規・派遣切り」と同じ構図です。4月からの週5日雇用の実現を目指して闘いを続けていきます。

70%の期間雇用社員が主な生活費と回答

郵政ユニオン春闘アンケートに見る期間雇用社員の生活実態等

- 会社での収入が、主な生活費になっていますか
 - ①なっている 70% ②なっていない 30%
- 生活実態
 - ①かなり苦しい 28.7% ②やや苦しい 34.0%
 - ③まあまあ普通 32.7% ④ややゆとりがある3.6%
 - ⑤かなりゆとりがある 0.3%
- 時給引上要求
 - 30円未満 4.9% 30円 5.6% 50円 13.4%
 - 80円 2.8% 100円 31.1% 150円 6.2%
 - 200円 15.3% 300円 6.2% 400円以上 14.5%

- 月給制契約社員時給引上要求
 - 1万円 22% 3万円 16% 5万以上 31%
- 職場への不満
 - (質問14項目に対する3項目複数回答)
 - 賃金が安い 21.2% 要員不足15.5%
 - 正社員との賃金・労働条件の格差 13.4%
 - (上記3項目が上位)
- 勤続年数
 - 1年未満 13.4% 1年 12.7%
 - 10年以上 22.1% (10年以上が多数)

《ゆうせい非正規ブックレットNo.1》

格差社会をどうつくりかえるか

第5回ゆうメイト全国交流会講演記録

ゆうせい非正規労働センター発足を記念し、第5回ゆうメイト全国交流会のメインとして、都留文科大学教授の後藤道夫さんより『格差社会をどうつくりかえるか』と題して記念講演をしていただきました。

講演は、現在の格差社会の実態とそれが作り出された背景、そして、その格差社会を変えていくための労働組合の重要性等が提起され、全ての参加者から非常に勉強になった、よく分かる講演であったとの感想が聞かれました。

このブックレットは、後藤先生の了解を得、講演を会場にいる臨場感を味わいながら読んでいただくため、録音テープをそのまま起こしたものです。

これからの非正規雇用労働者の労働条件改善・均等待遇実現を求めた闘いを進めるにあたり、非正規雇用労働者の置かれている現状、多くの非正規雇用労働者を生み出している社会的背景などについて、学習を深めていくためにこのブックレットを活用下さい。

【目 次】

はじめに

1, 貧困の急増

(1)急増の時期 1998～2004, 5 2008～(?)

- ①貯蓄ゼロと回答した世帯の急増
- ②就学援助受給者の急増
- ③2008年からも貧困急増?

(2)貧困増の中心 — ワーキングプア

- ①どういう人たちが貧困になったのか?
- ②勤労世帯の貧困率の増加
- ③どれぐらいの収入でワーキングプアになるか?
- ④ワーキングプアは相当に多い

(3)ワーキングプアが再び社会的焦点に

- ①まちがった常識

- ②日本型雇用の拡大・安定
- ③自営業・農業、地方への補助
- ④それでもなお、ワーキングプアはいた

2, なぜ、労働条件がこれほど低いのか

(1)〈最低賃金額は生計費に届かなくてもよい〉のか

- ①生活保護に届かない最賃
- ②なぜ、生計費を充たさなくてよかったのか
- ③日本型雇用の崩壊

(2)長期雇用慣行解体の画期 — 2001年からの大リストラ

- ①正規雇用の減少
- ②大企業で正規雇用の大幅減少
- ③たたかわないでやり過ぎた労働組合
- ④支配層、ひどい施策を強行
- ⑤必死の覚悟だった財界
- ⑥財界リストラ成功宣言
- ⑦小泉首相がひっぱった大リストラ

(3)大リストラの背景

— 1980年代後半からの多国籍企業化と産業空洞化

(4)労働規制の大規模な緩和

(5)労使の力のバランスの崩壊の下での日本型雇用解体
(構造改革)

①ゼロに近いストライキ

3, 企業は、本来、何をしなければいけないのか

(1)そもそも、なぜ、労働者が働いた成果は、経営者の自由になるのか?

(2)労働力とモノは、同じ商品でもどこが違わなければいけないのか

①社会的に通用する水準の生活が保障されなければならない

②労働力商品を使う際に、労働力の持ち主を傷つけてはならない

③労働力商品を売れない状態の人々の生活が、
何らかの方法で保証されなくてはならない

4, たたかひの課題

(1)労使の力のバランスの回復 強い労働組合運動へ

(2)労働条件・処遇の底上げと均等処遇の実現・労働規制の復活・強化

(3)社会保障と社会的支援の根本的充実・拡充

①極端に社会保障が弱い国、日本

②小中学校での教育、高校の授業料と諸費用は無料化を

③自分で選べない基礎的・普遍的な社会サービスの費用は、無料あるいは低額にすべき

【ブックレットの申込】

一部 300円

郵便振替口座

□座名 : ゆうせい非正規労働センター

□座番号 : 00980-5-107896

(送料無料で。郵便振替で送金をお願いします。)

非正規センター(ゆい)会員通信No.1を送付します。
この通信のレイアウト、表題などについて意見をお寄せ下さい。また、通信原稿として、職場の問題点等の報告もよろしくお願ひします。

非正規雇用労働者にとって厳しい状況ですが、横のつながりを深め、闘っていきましょう。